

出産・子育て応援給付金について

1 趣旨

全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と、経済的支援を一体として実施するもの。

2 事業概要

- (1) 妊娠届出時面談（母子手帳交付時）を実施後、出産応援給付金として5万円支給
- (2) 妊娠8か月面談（希望者のみ）
- (3) 出生届出後面談を実施後、子育て応援給付金として5万円支給
- (4) 産後の育児期において、情報発信・相談受付対応の継続実施

3 支給対象者等

- ① R4.4.1 から基準日(R5.1.1)までの間に出産した方に対しては10万円（出産応援給付金＋子育て応援給付金）を遡及支給
 - ② 基準日時点で妊娠中の方に対しては5万円（出産応援給付金）を遡及支給し、出生届出後5万円（子育て応援給付金）を支給
 - ③ 基準日以降に妊娠届を提出される方は妊娠届出時に5万円（出産応援給付金）、出生届出後に5万円（子育て応援給付金）を支給
- ※ ①及び②の遡及分については、アンケートの回答をした方に対して支給
- ※ ②の出生届出後及び③の妊娠届出時と出生届出後については面談を受けてアンケートに回答した方に対して支給

4 補正予算額

85,000,000円（国2/3 県1/6 市1/6）

事業費 83,500,000円

① R4年度出生予定見込数 650人

② R4年度中に母子手帳を発行するが、出産は翌年度以降になる見込数 370人

事務費 1,500,000円

5 今後の予定

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 12月下旬 | 遡及分の申請書・アンケートを発送 |
| 1月～ | 申請受付開始 |
| 2月～ | 妊娠届出時面談・出生届出後面談開始 |
| 2月中 | 第1回支給日（1月受付分）
以降、月1回支給日を設ける。 |